

(1) 弁証法の根本諸法則と弁証法的カテゴリー

弁証法の根本諸法則と弁証法的カテゴリー

岩 崎 允 胤

自然（最広義には、社会、思惟を含めて）のいっさいの過程は、相互に連関しあい、制約しあい、作用しあい、限りなく多様な世界を現出している。この世界は、多様に区別されながら、多様な統一をもち、それらがまた統一されるといふような、多面的な重層的な連関をなしている。およそ、一と多の連関、運動・発展のあるところ、つねに否定性と媒介とを見出すことができる。レーニンも「哲学ノート」のなかで、「弁証法は疑いもなく否定の要素を、しかもそのもっとも重要な要素として含んでいる、——この弁証法で特徴的であり本質的であるのは、——連関の契機としての、発展の契機としての否定なのである」と書いている。また、「直接性とともな媒介を含んでいないようなものは、……自然にも、精神にも、

およそどこにもなにひとつとして存在しない」というヘーゲルの箇所を引いて、レーニンは、「すべてのものは媒介されている——媒介され、一つのものに結合され、移行によって結合されている——全世界（過程）の合法的結合（連関）」とし⁽¹⁾るしている。
しかも、レーニンは、そのような、世界の多様な相互連関、相互制約、運動・発展のなかに、対立物の統一、相互に排除しあう対立的諸契機の統一をとらえることが、弁証法の根幹であると考え、次のように書いている、「世界のすべての過程を、その『自己運動』において、その自発的發展において、その生きいきとした生命において認識する条件は、それらを対立物の統一として認識⁽²⁾することである」と。

現実世界についてのこのような把握にもとづき、エンゲルスはつとに弁証法を「全体的連関の科学」あるいは「自然、人間社会および思维の一般的な運動、発展法則にかんする科学⁽³⁾」として規定し、レーニン⁽³⁾はさらに、「本来の意味においては、弁証法とは、対象の本質そのものにおける矛盾の研究である」、「弁証法は簡単に対立物の統一の学説と規定することができる。これによって弁証法の核心がつかまれるであろう。だがこれは説明と展開とを要する⁽⁴⁾」としるしている。

われわれは、唯物弁証法のこの基本見地を、われわれの考察の出発点とする。

さて、弁証法の根本諸法則および諸カテゴリーについては、すでに多くの著作、論文が発表されている。わたくしは、まず、当該テーマについて提起されている若干の問題点を示そう。

1 エンゲルスは、『自然の弁証法』の「弁証法」と題する章で、弁証法の基本的な法則として、「量から質への転化、またその逆の転化の法則」、「対立物の相互浸透の法則」、「否定の否定の法則」をあげているが、今日、多くの教科書において、「対立物の相互浸透の法則」の代わり

に、「対立物の統一と『闘争』の法則」があげられている。では、両法則は同一視しうるのか、同一視しえないのならば、相互浸透は基本法則の内容とはならないのか？

2 対立物の「闘争」は、レーニンの「哲学ノート」でもその重要性が力説されており、階級的抑圧と戦争の脅威のもとにある現代において、もちろんその指摘はきわめて重要である。しかし、すべての矛盾が闘争の形態をとるか。自然の弁証法を多くの自然科学者に説得するにあたって、むしろ「闘争」は一つの障害となっているようである。社会においても、「闘争」とは特徴づけにくい対立物は多く存在する。例、生産力と生産関係、土台と上部構造。たとえ括弧づきにせよ、一般的法則のなかに「闘争」をあげなければならぬのだろうか。

3 これは従来あまりいわれなかったことであるが、対立物には、本質と現象、形式と内容、可能性と現実性、必然性と偶然性、個別と普遍等々があり、それらについて一般的に対立物の統一がいわれるが、なぜ質と量という対立物についてだけ根本法則が述べられるのか。

4 否定の否定の法則は二重の否定であって、弁証法的否定と同じでないとして、否定のあいづく継起のさいに、

(3) 弁証法の根本諸法則と弁証法的カテゴリー

どの否定と否定とについてこの法則が成りたつのか、一般的規準は何か、他方、螺旋的な発展とならない否定の否定がありはしないか、生物の進化など、自然の現象にはむしろ、螺旋性を認めにくい発展が多くあるのではないか。

5 エンゲルスは周知のように、弁証法の根本法則を三つあげている。そこからしばしば法則はそれだけと思われてきたが、その他にも弁証法の法則があるのでないか。根本法則は三つに限定されるのか。さらに、弁証法の法則と弁証法的カテゴリーとの関係はどうか。

6 矛盾はつねに運動・発展の原動力であるか、等々。

I 弁証法の法則とカテゴリー

周知のように、弁証法的諸カテゴリーの体系としての論理学を構築したヘーゲルは、弁証法の法則をとりださなかったが、エンゲルスはその根本的な法則として上述の三つをあげ、第一の法則はヘーゲルの論理学の第一部(有論)にあり、第二の法則はその第二部(本質論)の全体を占め、第三の法則は全体系の構築原理をなす、と述べている。ところで、ヘーゲル論理学において、弁証法

的過程は、有の領域においては、他者への移行、本質の領域においては、対立における反照・反省、概念の領域、いやさらに全体系の構成においては、発展であるとされる。それによれば、とりあえず、第一法則は移行、第二法則は反照ないし反省、第三法則は、発展にかかわる、と大づかみにいうことができよう。なお、矛盾はヘーゲルにおいて論理学の第二部で扱われていることに注意しよう。そのうえで、第三部で発展が論じられるのである。カテゴリーについては、レーニンの有名な規定にしたがって、世界の諸現象の「網」の認識、把握をたすける「網」の結節点であるとしよう。⁽³⁾ 結節点として、各カテゴリーは、それ自身として孤立して意義をもつのではなく、相互の連関においてはじめて成りたつものであることに注意したい。弁証法的諸カテゴリー、質と量、本質と現象、内容と形式、原因と結果、必然性と偶然性、可能性と現実性、あるいは、連続と非連続、一と多、さらに個別、特殊、普遍などが、客観的なものの反映であるのはいうまでもない。

弁証法的諸カテゴリーと弁証法の法則ないし根本法則との関係はどのようなものであるか。この点についてわれわれ

(5) 弁証法の根本諸法則と弁証法的カテゴリー

のとして考えられており、それはまた、プラトンの『パルメニデス』の基本テーマであった。唯物弁証法は、唯物論的一元論にもとづいて、客観的实在の連関と運動を、歴史的にも、構造的—階層的にも、一と多（連続と非連続）との弁証法として展開することができる。

われわれはまた、人間の活動における外化とその揚棄をも重要な合法則性と考える。若きマルクスも指摘しているように、対象化とわがものとする獲得（*Aneignung*）、あるいは疎外とその克服をも、弁証法に基本的なものとして考察しなければならない。

エンゲルスは、かれ自身念頭に置いていたと思われるこれらの多数の弁証法の法則のなから、もっとも根本的と考えられるものとして三つを抽出したのであると考えられる。前述した一連の対カテゴリーは、みな対立物の相互浸透の法則のなかに、したがって、対立物の統一の法則のなかにおさめることができる。また、対象化とわがものとする獲得、疎外とその克服も、対立物の統一の法則の特殊な表現といえよう。

この節を終えるにあたって、次の二点に留意しておきたい。

第一に、一連の対カテゴリーが対立物の相互浸透に数えられるなかで、なぜ質と量のカテゴリーの關係についてだけ弁証法の根本法則としてとりだされたかという問題がある。どんなものも質と量との統一をなしており、質と量との運動をめぐって、次節で述べるように基本的に対立する見解（弁証法のおよび形而上学的）が現にあり、量質の相互転化がまさに弁証法的否定にかかわるという点で、両者の連関は弁証法にとってとくに重要であると思われるからである、と考えられる。

第二に、弁証法の法則（根本法則）はどれほど重要であるにせよ、カテゴリーは法則よりも豊かである。たとえば、量質転化の法則は重要ではあるが、質および量、それらの連関は、この法則ではあらわしきれない多くの問題をもっている。数学における量（たんなる大いさ *das Große* ではない⁽⁸⁾) についての弁証法的考察——無限性や構造、抽象化や「方法の転換」（マルクス）など——の意義を想起すれば十分である。対立物の相互浸透ないし統一の法則についても、さきにそれには多くの諸法則がぞくするとしたが、それらにかんし、さらにまた、それらに含まれる諸カテゴリーにかんし、その弁証法的

内容を展開することが必要である。A・Π・シェブトゥーリンも次のように書いている。「弁証法の法則は、自然、社会、人間の思惟のなかで働いている普遍的な連関、関係を反映するが、カテゴリーはこれらとともに、現実の普遍的な側面、性質をも反映する。いいかえれば、カテゴリーの内容は法則の内容よりも豊かである。」

II 量から質への転化およびその逆

ヘーゲルも述べているように、どんな現存のものも、そのものをまさにそのものとする規定性（諸性質、諸状況、諸徴表の内容的に連関しあうある全体）によって、互に他のものから区別される。この規定性が、当のものの質とよばれ、質にたいし、量は、ヘーゲルにならって、質的無関与性と規定されうる。もちろん、質と量との区別は相対的であり、両者はさまざまな仕方で浸透しあい（たとえば量の科学としての数学のうちには質的区別がみちみちている、有理数と無理数、実数と虚数、アーベル群と非アーベル群、類別可能性、同型と準同型など）、質と量は相互に転化しうる。

いわゆる量から質への転化およびその逆の法則、すな

わち量的変化の質的变化への移行およびその逆の法則は、運動、発展の過程で新しい質の形成が量との関係でどのようにおこなわれるか、すなわち新しいものがどのようなように生まれるものかを示している。レーニンが指摘したように、歴史上、二つの根本的にあい異なる運動・発展観がある。一方は、運動・発展のなかにたんに量的変化、増大または減小のみならず、たんなる反復しかつかまない。これにたいし、他方は、古い質にかわる新しい質の形成、漸次性の中断、飛躍をとらえるものであり、これは、対象の自己運動とその源泉（矛盾）に向かう。唯物弁証法にとって上述の転化の法則の意義は、それが運動・発展をたんなる量的変化としてとらえる形而上学的な見方に反対して、質と量との相互関係の考察をおし、量的変化の中断と新しい質の発生の見地、いいかえれば、弁証法的否定の見地を表明するところにある。

新しい質の発生といっても、たとえば水の三態の変化のように、一定の条件のもとで繰り返えしておこなわれる場合と、地上における生命の発生、種の進化、猿から人間への転化のように歴史的に発展的におこなわれる場合との区別がある。後者が、より深い意味での新しい質

の発生であり、これによって、物質の運動は、単純なものから複雑なものへの前進的、上向的な発展となる。

量から質への転化というとき、ふつう、量的変化が一定の限度内では質にかかわることなく漸次的におこなわれるが、ある限度に達すると質的变化に移行するというように理解されている。しかし、量の質への関与には多様な仕方があり、たとえば、プロトンの数が原子の質的区別、すなわち元素の差異をうみだしているように、特定の量的規定性がものの固有の質をなしている場合もある。このような場合には、量的変化は非連続的におこなわれ、それがまさに当のものの質的变化となっている。しかし、量から質への転化の法則がとくに重要な意味をもつのは、貨幣所有者が資本家へと転化したり、猿が人間へと転化したりするように、量の漸次的変化が質的变化へと転化する場合である⁽¹¹⁾。

新しい質の発生はまさに飛躍であるが、しかし、飛躍は、つねに突然におこるとはかぎらない。たとえば、植物や動物において一つの種から他の種への転化は、突然というかたちをとらずにおこなわれ、動物界から人間への移行もまた過渡的な経過をとっている。このような場

合には、古い質の要素の漸次的消滅と、新しい質の要素の漸次的な生成、蓄積がおこなわれる。しかし、いずれにせよ、質的变化は、或る状態から他の状態への飛躍的移行としておこなわれる。自然は飛躍するのである。

なお、量質転化がおこなわれる場合、問題となっている量的規定は、当のものの任意の量的規定ではない、少なくとも、そのものの質にかかわるような固有の量的規定でなければならない。しかし、固有の量的規定でも質的变化にかかわるとはかぎらない。どういう量的規定が質的变化と結びつくかは、具体的な場合に依りて検討しなくてはならない。

ところで、法則はさらに、質の量への転化、すなわち質的变化の量的変化への移行についても述べている。たとえば、生産関係の質的变化による生産力の量的に飛躍的な増大、液体の気化による分子間のポテンシャル・エネルギーの急激な減小、諸分子の運動エネルギーの急激な増大など。これらの場合には、量は、質の変化をつうじて存続しながら、その変化がいちじるしく異なってくる。しかし、古い質の消滅とともに消滅する量的規定もあり、新しい質の発生とともに新たに発生する量的規定

もある。固体の液化の場合、剛性は消滅する量的規定であり、流動性は発生する量的規定である。資本主義経済が社会主義経済へと移行することによって、剰余価値率やその転化形態としての利潤率などの量的規定は消滅し、社会的消費フォンド量のような量的規定が発生する。

III 相互浸透

すでに三〇年代にソ連から出版された教科書(シロコフ、ヤンコフスキー編『唯物弁証法』、ミーチン編『弁証法的唯物論』)において、弁証法の根本諸法則として「対立物の統一と闘争の法則」(またはたんに「対立物の統一の法則」)、「量の質への転化およびその逆の法則」、「否定の否定の法則」があげられており、エンゲルスの「相互浸透の法則」は「対立物の統一と闘争の法則」にかわっている。なお、三法則の順序がかわっていることに注意したい。この法則は最も根本的な法則とされる⁽¹²⁾。

日本でも、永田広志は『唯物弁証法講話』(一九三三年)で、「対立物の統一、又は対立物の交互浸透の法則」といい、「内容に固有な弁証法、即ち自己運動は、内的矛盾の表現である。内的矛盾は対立物の交互浸透(統一と

闘争)において与えられ、自己運動の源泉をなす⁽¹³⁾」と書いている。

今日、一般に、「相互浸透の法則」は根本法則としてあげられず、「対立物の統一と『闘争』の法則」がこれにかわっている。だが、両者は同一のものか、という問題が生ずる⁽¹⁴⁾。

さて、相互浸透とは何か? 『精神現象学』におけるエンゲルによれば、この語は、個性性が普遍性との統一をうること、いいかえれば、主観性として客観性との統一をうること、という意味で使われている。そこではすなわち、個性性がなお他者性にまつわられながら、その概念と実在性との一致を貫徹しようとするところに、この相互浸透が考察されている⁽¹⁵⁾。

相互浸透は、このことでもわかるように、一般的にいえば、対立物のそれぞれの項について、その自己と他者とのあいだに成りたつものである。すなわち、自己が他者へと浸透し、同様に他者が自己へと浸透する、いいかえれば、対立項のそれぞれにおいて、自己が他者性の契機を含む(enhalten)ことによってはじめて自己である、ということである。すなわち、 $A \leftrightarrow B$ であり、しかも

$A(B) \leftrightarrow B(A)$ である。このような媒介的關係が相互浸透である。

もちろん、相互制約も相互作用も、弁証法的な意味においては、このような媒介的關係をもつが、用語としては、相互制約、相互作用は、なおたんに外的な把握にとどまることもありうる。これにたいし、相互浸透は、より深く、対立項が他者性の契機によって貫かれ、これを含むことを、それ自身で意味している。

実在世界において、相互浸透は、かならずしも同時に並存するものあいだの關係とは限られない、継起的なものにもそれは成りたちうる。相互浸透はいたるところに存在する。物理学の領域でいえば、磁石における陽極と陰極、粒子と反粒子との光子への転化およびその逆、振動子の運動における機械的振動と熱振動、メンデルレーエフの周期表における金属的元素と非金属的元素、など。社会科学の領域でいえば、商品の価値表現における相対的価値形態と等価形態、商品生産における労働過程と価値形成過程、あるいは生産力と生産關係、土台と上部構造、イデオロギー諸關係、さらに諸民族間の文化など。継起的なものとしては、世界史の現段階における

資本主義的なのと社会主義的なの。もちろんこれは並存してもいる。一般的にいて、古いものが新しいものに変わるとき、古いもののなかにすでに新しいもののモメントが発生しているとともに、新しいもののなかに古いもののモメントが残存しており、両者は相互浸透している。

相互浸透しあうものは、必ずしも物質の運動の原動力としての矛盾ではない。上述した物理学からの例がこれを示している。われわれは、矛盾と相互浸透とを区別しなければならぬ。もちろん、相互浸透の關係にないようなどんな矛盾もない。しかし、その逆は成りたないものである。

さて、相互浸透は、自己と他者とのあいだに成りたつものである。しかし、どんなものも、どんな過程も、多様な性質、性状をもち、多かれ少なかれ重層的なもの、統一をなしている。それらは、多様な相互連関、相互浸透を、多元的に、それ自身のうちに implicit にあるいは explicit に包含している。ここには、複雑にいくつんだ一と多との弁証法があり、もしライブニッツのモンドに窓をあけるとすれば、個物はじつに万物の鏡である

ともいえるのである。(さらに、古代ストア派において、自然界の万物における能動と受動との結合が全体的な浸透によってとらえられていたことが、想起される——*potens et' passivus*⁽¹⁶⁾。そこではまだ高度の弁証法的把握が欠けていたけれども)。

このように、相互浸透を万物のあいだにみとめる見地にたてば、たとえば、太陽系において、一惑星は、太陽、他の惑星、星間物質、さらにそれ自身の衛星とも、相互浸透的な作用をおこなっているということが出来る。また、物質の場からさまざまな粒子や反粒子が生ずるだけでなく、フォトンも発生することがわかっており、つまり、多くの粒子が生成するのである。したがって、一は必ず二に分かれるのではなく、一が多に分かれるのである。しかもなお、ここで一にたいして多を他者とすれば、一と多とのあいだの相互浸透も、自己と他者とのあいだの統一である。こうした場合、一と多とのあいだの相互浸透がある。もし「一から万物が、万物から一⁽¹⁷⁾が」といったヘラクレイトスの直観的把握に意義があるとすれば、ここには、一と万物との相互浸透がとらえられているのである。

なお、エンゲルスは、対立物の相互浸透を両極的統一ともいい、つまり対立物を両極性としてとらえている。

マルクスもまた、価値表現の二つの対立的契機としての相対的価値形態と等価形態とを、両極 (Pole) とよんでいる。これらにもとづいてシュティラーも、両極性という概念を一般化して使い、「対立を根底的に特色づけているものは、対立関係のうちにある両現象の対極性である⁽¹⁸⁾」と書いている。しかし、極という概念を一般化して用いることには疑問がある。ペアー・クリエーションにさいしての光子と陽電子および電子、相転移における両状態、同化と異化、遺伝性と変異性、あるいは生産力と生産関係など、これらの対立を極とよぶのは、用語としてなじまない。なお、自然科学で、科学用語として極が使われるのは、磁気と電気にかんしてであるが、後者の場合には、現実には、一方の極のみで自立的に存しうる。

IV 対立物の統一と「闘争」

前述したように、矛盾は相互浸透と区別されねばならない。矛盾においては、対立は、相互に制約し、相互に

浸透しながら、否定的に、相互に排除しあう関係になければならない。ヘーゲルも、矛盾を、そこにあつては両項の「各々が、自己の他者によって自己自身と媒介しており、したがってこの他者を含んでいる (enthalten)」。
しかし各々はまた、自己の他者の非有によって自己と媒介している。この意味で、各々は向自有的な統一であつて、他者を自己から排除する (ausschließen)」と規定している。¹⁹⁾

対立物は、そこでは、一つの全体の互に外的に対峙する部分ではなく、一つの統一のなものの内在的分裂であり、相互に浸透し媒介しながら、相互に排除している。いいかえれば、両契機は相互に排除しあうことによつてそれぞれ自立的であり、しかも、同時に媒介しあうことによつて非自立的である。弁証法的矛盾は、それゆえ、まず、「両契機の自立的性(排除性)」と非自立的性(媒介性)との統一であるといえよう。

ところで、発展とは古い質からの新しい質の生成であり、そのことは、古い質における内在的矛盾によつてひき起こされる。この面からいえば、発展とは、古い統一が揚棄されて新しい統一がもたらされることであり、そ

のさいには、相互排除の側面が相互浸透、相互媒介の側面を否定して、古い媒介関係の揚棄をもたらすのである。弁証法的矛盾は、ここでは、媒介でありながら非媒介、つまり媒介の揚棄となるのでなければならぬ。さきに、われわれは、弁証法的矛盾を、自立的と非自立的との統一とみたが、さらにすすんで、発展のあるところ、両立性と非両立性との統一とみることができよう。非両立性の契機は、けっきょく、両立性の契機を否定することによつて、古い統一を高次な統一へともたらずのである。

さて、対立物の統一と「闘争」の法則についていえば、レーニンが「闘争」を強調していたにせよ、この用語は、階級的抑圧、支配の関係の現存する社会において用いるのが最も適しているが、多くの場合、たとえば物質と場、同化と異化、生産力と生産関係などについては、さらにおそらく共産主義社会においては、この用語は適当とはいえない。

レーニンが「弁証法は簡単に対立物の統一の学説と規定することができる」と述べていることからすれば、当該法則をたんに「対立物の統一の法則」とよぶこともできよう。しかしその場合には、統一のもとに「闘争」と

いう関係も含まれているものとして理解しなければならぬ。だが、相互浸透もまた対立物の統一である。それゆえ、もし「闘争」というたんに比喩的にのみ一般的な意味をもつ語を除くとすれば、対立物の統一の法則は、たんなる相互浸透の場合と矛盾の場合とをあわせ含むものとして理解しなければならぬであろう。

矛盾の諸形態については、シュティラーも『弁証法的矛盾』(第二版、一九六七年)のなかで詳細に分析しているが、われわれは別の角度から若干の考察を試みよう。⁽²⁰⁾

1 運動とは何かを示すところの矛盾。——運動とは、物体が同じ瞬間に同じ場所にあるとともにない、あるいはまた、生物は、その生存の各瞬間において、自己自身と同一でありながらも自己自身から区別されていることとされる。一般的にいえば、運動・発展するものはすべて、同じ瞬間にそれ自身であるとともに他のものである。すなわち、運動とは自己矛盾的であるということである。このような矛盾は、運動そのものを、運動の何であるかを記述しているのであって、その具体的な原動力にかかわるものではない。

2 一定の媒介関係において、矛盾の定立がその解決で

あるような矛盾。——マルクスは書く、「全商品の交換過程は、矛盾しあい排除しあう諸関係を含んでいる。商品の発展は、これらの矛盾を解消しはしないが、それらの矛盾の運動を可能にするような形態をつくりだす。これは、一般に現実の矛盾の解決される前提である。たとえば、一物体が絶えず他の一物体に落下しながら、また同時に絶えずそれから飛びさるということは、一つの矛盾である。楢円は、この矛盾が実現されるとともに解決される諸運動形態の一つである。」⁽²¹⁾

前者についていえば、貨幣の成立によって生ずる商品の交換過程をそれだけとしてとりだしてみれば、それは、商品の貨幣への転化($W \rightarrow G$)と貨幣から商品への再転化($G \rightarrow W$)という、対立しつつ互いに補いあう二つの形態をとっておこなわれることになる。

楢円についていえば、二次曲線一般がそうであるように、そうした形態での運動は、力学的にいえば、中心力と慣性という相互に排除しあいながら媒介されあう対立物の統一として、つまり矛盾の定立を解決として、おこなわれる。一般に、力学的な抽象において、運動はこのように慣性と力との統一においておこなわれるのであり、

慣性と力とは、相互に他者であり、相互に排除しながら媒介される関係にある。ただし、この矛盾から、新たなより高度な統一が、発展として、生成するわけではない。

3 矛盾の定立、その解決が一定の媒介関係を揚棄するような矛盾。——史的唯物論の基本テーゼの示すように、特定の経済的社会構成体においては、生産力と生産関係という矛盾の統一が当の構成体の生産様式を成すが、この統一が揚棄されることによって、生産力と生産関係との新しい統一としての新しい生産様式が生ずる。人間社会の歴史に汎通的な生産力と生産関係との矛盾一般ではなく、あいつぐ特定の社会構成体のあいだでの発展的転化における両者の矛盾を考へる場合には、この弁証法的矛盾は、それ自身の媒介を揚棄するのであり、そのことによって高次の矛盾の統一がもたらされる。

このような場合には、或るものの他のものへの、或る過程の他の過程への発展において、さきの過程における運動の内的把握としての矛盾は、それ自身の媒介性自身を揚棄する。この種の矛盾は、自立性と非自立性との統一でもあるが、自立性の排他的側面が強くなり、非自立性つまり両立性にたいする非両立性の側面が支配的とな

り、それによって、先立つ統一は破れる。矛盾はここでは非両立性として尖鋭化している。こうして或る過程は、それ自身の内在的な根拠によってそれ自身の否定をうみだす。

なお、上述の2と3の両形態は形而上学的に區別されるものではない。

4 運動・発展を一般的に規定している矛盾。——社会の存続するかぎり、特定の生産力と生産関係との統一は揚棄されても、生産力と生産関係との矛盾自身は揚棄されない。自然界の物質全体の運動・発展に着目すれば、そこには、物質存在の均一化と異質化との二傾向が対立している。均一化はとくに、エントロピー増大の法則で示されている(もともとこの法則は局所的に限られた領域について成りたつものとされる)。しかし、自然界は銀河や星、さらに地球上の生物の発達・進化においてみられるように、均一化の傾向とは逆の異質化の傾向を顕著に示している。しかし、むしろ異質化を否定する均一化の傾向も存する。そのため、両者のいわば「闘争」——つまり異質化を主導的な側面としながら相互排他的に働きあうこと——の結果として、宇宙内の発展が進行

するのである。

なお、われわれの見解によれば、磁性の両極はたしかに相補的な対極であるが、それによって運動をひきおこす矛盾ではない。両極はむしろ、当の物質を構成する原子の運動の結果として外にあらわれる対立である。素粒子において、粒子と波動についていえば、それは素粒子の運動の源泉ではない。この二重性はむしろ、ミクロの対象がマクロの観測装置とのあいだでおこなう客観的な相互作用の結果生ずるマクロ的な現象である。これらの例は、外的現象における相互補完的な対立である。

V 否定の否定

さきに述べたように、相互浸透は、対立物が互に他によって媒介されることである。ところで、媒介とは否定の否定である。なぜなら、媒介は、他者性を介する反省であるから。つまり、相互浸透とは、否定の否定である。このような否定の否定をわれわれはいたるところに見出すことができる。たとえば、構造と要素の関係において、原子において、陽子・電子などは、構成要素として原子にとって他者性であり、それらの統一として構造がある。

生物個体において、器官、組織、細胞などは、構成要素として他者性であり、それらの統一として個体の有機的構造がある。前者の場合、構成要素は原子から離れても自立的に陽子、電子などとして存しうるが、後者の場合、自立すれば器官、組織などの意味を失う。そのさい、他者性はどこまでも潜在的な否定性であるといえよう。まさにそれゆえにすぐれて有機的構成なのである。いずれにせよ、他者性とは否定性であり、その否定として原子や生物個体が存する。この意味で、否定性と媒介性のあるところ、否定の否定があるといえよう。

しかし、弁証法の基本法則としての否定の否定は、これよりも狭い意味でいわれる。この場合、否定は *Authentisch* の意味をもち、したがって新しい質の発生にかかわる。弁証法的否定はとくにこの意味でいわれる。弁証法的否定は「発展の契機として、古いものからの新しいものの生成にさいしての連続性と非連続性との統一」としてとらえられる。「低いものから高いものへの発展は、矛盾をとおして、古いものの弁証法的否定をとおしておこなわれる。古いものかわりに新しいものがあらわれるが、それは同様にふたたび否定され、高いものによつ

て、解体される。発展とは、存立するものを前進的に弁証法的に否定することであり、その結果として、低いものから高いものへの上昇線がつけられる過程である。

……発展はくりかえされる否定によって、否定の否定としておこなわれる。『矛盾による発展あるいは否定の否定』である。⁽²²⁾「われわれもむろん、弁証法の基本法則としての否定の否定を、まず、この意味で理解している。

ところで、この法則は、しばしば、螺旋的形態をとる発展として説明されている。だが、発展はつねに、螺旋的形態をとるのかという疑問がだされる。わが国で古くは、河上肇が次のように書いている(一九二九年)。「なお序ながら一言しておくが、場合によっては、否定の否定の結果として、最初のものとは著しく異なる産物が生ずることもある。例えば、商品流通の発展過程においては、単なる商品は自己を否定して貨幣となり、更に単なる貨幣は自己を否定して資本となる。この場合、資本はもとより単なる商品に復帰するのではない。また例えば、次第に温度の高まる状態のもとでは、氷は否定されて水となり、水は更に否定されて蒸気となるのであるが、この場合にも、否定の否定の産物たる蒸気は、最初の出発点

たる水と甚だしくその品質を異にするのである。要するに、すべては事実について学ばねばならぬのである。⁽²³⁾⁽²⁴⁾」

エンゲルスのあげている、大麦粒から、発芽、成長を経て、新たな種子が生まれるというような例では、古いものの高い次元での回復という契機を十分にみとめることは困難であろう。もっとも、そのような過程の大量の連鎖を通して、結局のところ、生物の進化、発展がおこなわれる。これにたいし、生物学において否定の否定による高い次元での回復のみとめられる例としては、生物のエネルギー獲得形式の発展があげられるであろう。すなわち、始原的生物(有機体)による解糖作用、ついで光合成物による嫌氣的な光合成や酸素を発生する光合成作用、さいごに好氣的な生物による呼吸作用という発展がある。これらのエネルギー獲得形式をつらぬく同一性の側面は、高い自由エネルギーをもつ磷酸化合物(ATPなど)と還元性物質との生成にある。この同一性を前提しながら、まず解糖の作用があり、そのうえに光合成の作用が生じ、そのうえに呼吸の作用が生じるのであるが、そのさい、最初の解糖は、無酸素的呼吸として広義には呼吸であり、したがって酸素による呼吸、つまり狭義の

的發展としての)の關係を、前頁のような表で示そう。
そのさい、わたくしは、対立物の統一が、相互浸透と矛盾との両方の場合を含むものとみている(表とするために、単純化があることを許されたい。なお、各欄に「それ」とあるのは、当該の列の左端の事項を指すものとする)。

ところで、これまでのところでは、わたくしは、対立物の統一のうちに相互浸透と矛盾とを含めて考えてきたしかし、もし、上表の示すように、量質転化が量と質との変化にかんする一種の相互浸透であり、また、否定の否定も、他者性を介する同一性としての媒介であり、しかも、發展過程としてみられた一種の相互浸透であるとするれば、両者とも対立物の統一でありうる。そうとすれば、弁証法はこのような意味でも、基本的に対立物の統一にかんする学説でありうる。

さらに、否定の否定をわたくしの述べたような最高義に解すれば、それは、区別と運動のあるところ、どこにも存しうるものであり、相互浸透一般である。このようにして、最高義には、否定の否定 \parallel 相互浸透 \parallel 対立物の統一でありえよう。

だが、そうでありながら、弁証法は、おのおのものの運動・發展に着目し、それを自己運動と自己發展としてとらえ、それが、相互排除しあう対立物のいわば「闘争」によって、すなわち、内的矛盾によっておこなわれる、と考える、それゆえにまた、レーニンは、「弁証法は対象の本質そのものにおける矛盾の研究である」というのである、万物は、構造的歴史的に、多の一、一が多として、重層的な諸過程、その統一として、相互に媒介しあって運動し、發展している。内在的な否定性、矛盾こそが、いっさいの運動・發展の源泉である。

[注]

- (1) レーニン「哲学ノート」、全集第三八卷、一九五、七五ページ。なお、本稿でわれわれは、運動というとき変化一般を、發展というとき単純なものから複雑なものへ、このようなものとしての新しいものの展開を意味するとする。詳しくは、岩崎・宮原『現代自然科学と唯物弁証法』七八—八四ページを参照。
- (2) レーニン「哲学ノート」、全集第三八卷、三二六—三二七ページ。
- (3) エンゲルス『反デューリング論』、全集第二〇卷、一四七ページ、『自然の弁証法』、同上書、三三九ページ。
- (4) レーニン「哲学ノート」、全集第三八卷、二二〇、一

- 九一ページ。
- (5) 同上書「六十五ページ」。
- (6) Д. П. Горский, О категориях материалистической диалектики, Вop. фил., 1955, No. 3, стр. 20.
- (7) ヘーゲル『小論理学』下、松村一人訳、岩波文庫、六〇ページ。
- (8) С. А. Яновская, Количество (в математике). Философская энциклопедия, 2, 1962, стр. 560-п.
- (9) А. П. Щегулин, Основные законы диалектики, 1966, стр. 175.
- (10) ノーヒン「哲学ノート」全集第三八卷、三二七ページ。
- (11) マルクス『資本論』全集第二三卷 a'、四〇五ページを参照。
- (12) Geschichte der marxistischen Dialektik, die Lenin-sche Etappe, 1976, S. 301—303.
- (13) 永田広志『唯物弁証法講話』一九四七年、一六九、一七〇ページ。
- (14) たとえば、北村実「弁証法の基本法則の再検討」、『一橋論叢』第七八卷第二号所収を参照。
- (15) ヘーゲル『精神現象学』C, V, C, 「即自かつ対自的に実在的であることを自覚している個性性」その他。
- (19) Alexand. Arphrod., de mixtione, p. 216, 14, Bruns (Armin II, 473); vgl. Diog. Laert., VII 151 (Armin II, 479).
- (21) Diels-Kranz, Die Fragmente der Vorsokratiker, 4 Aufl., Heraclitos, B 10.
- (18) G. Шмидт-Торер『弁証法と矛盾』福田静夫訳、一九七二年、一五ページ。
- (19) ヘーゲル『大論理学』中巻、武市健人訳、六五ページ。
- (20) 以下については、『現代自然科学と唯物弁証法』八四—九四ページに詳し。
- (21) マルクス『資本論』全集第二三卷 a'、一三八ページ。
- (22) Dialektischer und historischer Materialismus, hrsg. v. F. Fiedler u. a., 1974, S. 222; Dialektischer und historischer Materialismus, hrsg. v. F. Fiedler u. a., 1978, S. 154.
- (23) 河上肇「マルクス主義の哲学的基礎」、『マルクス主義経済学の基礎理論』上篇、一九二九年、一九二ページ。
- (24) 北村氏は「上掲論文で、否定の否定に広狭二義を区別し、矛盾による発展を広義とし、発展の螺旋形態の意味での否定の否定は、その特殊の場合として、狭義に解すること案している。

(一橋大学教授)